

平成二十年十二月二十四日受領
答弁第三四五号

内閣衆質一七〇第三四五号

平成二十年十二月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出定額給付金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出定額給付金に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねは、麻生内閣総理大臣及び各閣僚の個人としての判断に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

三及び四について

総務省の定額給付金実施本部（以下「本部」という。）としては、基準日において、住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている者（在留期間を経過して不法に残留する者、観光目的等で短期間滞在する者等を除く。）を給付対象者とする案を地方公共団体に対して示しているところである。

五について

今後、本部において定額給付金に係る補助金交付要綱を作成することとなるが、特定の職業の者を給付対象としないことは想定していない。